

発行：栃木市教育委員会

嘉右衛門町地区

伝建かわら版 9号

～栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）～

歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

「嘉右衛門町伝建地区」重伝建選定記念講演会開催

嘉右衛門町伝建地区は、昨年7月9日に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。これを記念して講演会を開催し、今後の嘉右衛門町伝建地区の歴史を活かしたまちづくりについて考えます。

平成25年2月23日(土)

14:00～16:00（受付13:30～）

とちぎコミュニティプラザ

第5地区コミュニティセンター 大会議室

※駐車台数に限りがあるため、乗り合わせにご協力ください。

【第1部】

講師 栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会

会長 河東 義之 氏

演題 嘉右衛門町伝建地区の町並み

【第2部】

講師 文化庁 文化財調査官 梅津 章子 氏

演題 伝建制度を活かしたまちづくり

☆会場内に嘉右衛門町伝建地区紹介コーナーを設置します。

☆参加費無料

問い合わせ先 栃木市教育委員会事務局 伝建推進室 Tel.0282 (21) 2619

主催 栃木市・栃木市教育委員会・栃木の例幣使街道を考える会

栃木の例幣使街道を考える会主催

同時開催

～嘉右衛門町伝建地区町並み散策～

時間 当日 10:00～13:00

集合場所 万町交番向かいのポケットパーク

事前に申し込みが必要（定員30人、平成25年2月20日〆切）

※昼食代などの参加費が必要になりますので、申し込み時にご確認ください。

申し込み・問い合わせ先 油伝味噌 小池まで Tel.0282 (22) 3251



☆伝建地区内の固定資産税（都市計画税）の軽減を行います。

伝建地区内では土地の利用に一定の規制がかかることから、平成24年12月28日付けで、重伝建地区市税特例条例※を制定し、地区内の固定資産税（都市計画税）の軽減を行うことになりました。（平成25年度分から適用されます。）

※重伝建地区市税特例条例：正式名称は「栃木市重要伝統的建造物群保存地区における栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の特例を定める条例」

～軽減の概要～

固定資産税 （都市計画税） の減額率	伝統的建造物		伝統的建造物以外の建築物	
	建物	土地（敷地）	建物	土地（敷地）
	地方税法により 非課税	50%減額	減額なし	20%減額

～軽減を受けるときの注意～

- ①軽減は申請により行われます。申請書の提出がなければ軽減を受けることができません。申請書は2月上旬に伝建地区内に土地を所有する方に郵送する予定ですが、届かない場合や、不明なことがありましたら、伝建推進室にお問い合わせください。（伝統的建造物にかかる建物分は「非課税」ですので、申請は不要です。）
- ②軽減割合の違いはありますが、原則として伝建地区内のすべての宅地（宅地並み課税地を含む）が軽減対象となります。
- ③現状変更の許可を受けていない増改築・修繕を行うなど、伝建保存条例、伝建保存計画の規定に違反している場合は、軽減されません。

文化財を火災から守ろう

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。

昭和24年1月26日、法隆寺金堂の壁画が焼失しました。

かけがえのない文化財を、火災、震災、その他の災害から守るため、この1月26日を中心として文化財防火活動を展開し、文化財愛護思想の高揚を図っています。

昨年12月24日には、岡山県に所在する寺院本堂（重要文化財）で火災が発生し、大規模な被害にいたりました。

火災の発生は文化財保護の観点から非常に憂慮されることです。

重要伝統的建造物群保存地区にお住まいの皆様におかれましては、防火防犯のさらなる徹底についてよろしくお願いたします。

1. 防火防犯意識の向上について

- 火元の点検を徹底しましょう。
- 火の使用に当たっては、消火器や消火バケツ等、初期消火に資する設備を近くに備え、火の監視を行き届かせましょう。
- 長期に留守にする場合には、近隣の方や教育委員会事務局伝建推進室等にその旨を連絡し、防火防犯への協力を得るようにしましょう。

2. 防火防犯設備の点検の実施と操作方法等の確認

- 既設の防火防犯設備に異常がないことを確認し操作方法を熟知しておきましょう。
- 火災等発生時の連絡体制や役割分担を確認しておきましょう。

問い合わせ先

栃木市教育委員会事務局 伝建推進室

TEL：0282-21-2619 FAX：0282-21-2616

お気軽に
ご意見・ご
質問をお寄
せくださ
い。